

沖縄県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.6E-2	4.8E-1	3.0E+1	30.1
64	エトフェンプロックス	3.3E+1	2.6E+1	2.8E+1	6.7E+0	93.7
117	テブコナゾール				2.5E+0	2.5
139	トラロメリン			2.8E+0	8.2E-1	3.7
140	フェンプロパトリン			3.9E+0		3.9
153	テトラメリン	2.9E+2	1.8E+1	3.6E+2		667.5
181	ジクロロベンゼン	5.8E+2	3.9E+2			969.3
225	トリクロロホン		1.3E+1			13.3
248	ダイアジノン		1.2E+0			1.2
251	フェニトロチオン		3.1E+2	4.9E+0		317.0
252	フェンチオン	6.4E+0	1.2E+2	6.4E+0		132.1
256	デカン酸				4.1E-2	0.0
350	ペルメリン	5.4E+1	8.0E+1	5.7E+1	2.3E+1	213.7
405	ほう素化合物		1.5E+0	4.9E+1	1.2E+0	51.2
427	カルバリル			2.6E+2		258.3
428	フェノブカルブ			1.6E+2	7.2E+1	232.1
457	ジクロロボス	1.1E+2	1.3E+3			1,462.3
合 計		1.1E+3	2.3E+3	9.3E+2	1.4E+2	4452.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等